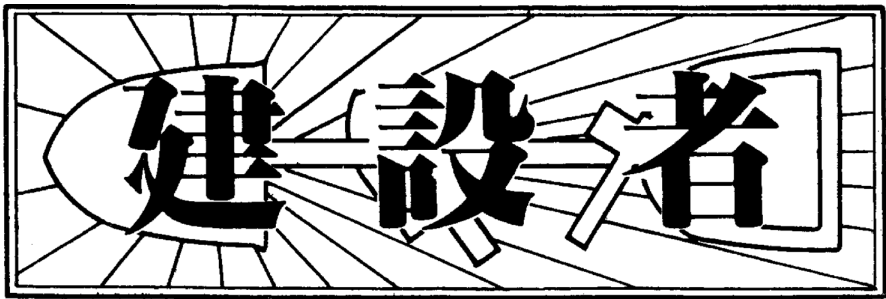


東京土建葛飾支部第63回
定期大会(基調報告)
ダイジェスト版
2・3面に掲載
2016年3月1日現在組織人員 4,602人



東京土建一般労働組合
葛飾支部
〒124-0012 葛飾区立石8-34-4
電話 (5698) 1 2 6 1
FAX (5698) 1 2 6 2
発行人 大山 艶子



首都圏の仲間たち約3,100人が結集

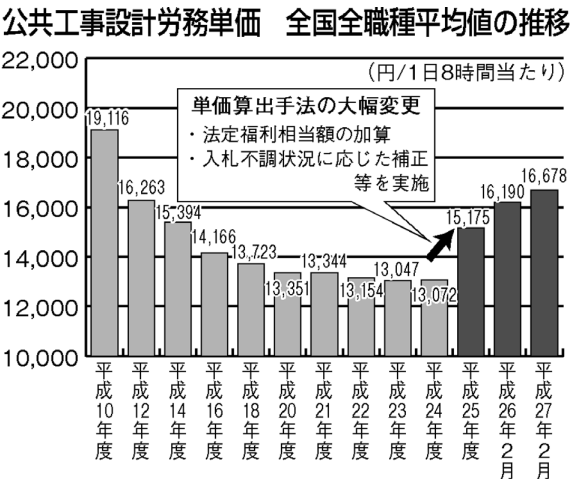


2月10日「このままじゃ建設技能者がいなくなる！他産業並みの賃金確保 社保加入で後継者を育てよう！」をスローガンに「2・10賃金引上げを求める大集会」が日比谷野外音楽堂にて行われ、支部からは83人が参加。現場で働く仲間達の賃金・単価が低く押さえつけられた結果、建設産業は技能工不足と後継者育成が大きな課題となっています。集会では主催者代表あいさつの後、参加各労組からの実態報告がされ、基調報告を集会参加者全員で採択し、集会後、東京駅方面に向かってデモ行進が行われました。

設計労務単価4年連続上昇中
【葛飾支部賃金対策部】国交省は1月20日、平成28年2月から適用の公共工事設計労務単価の引上げを発表しました。設計労務単価とは、公共工事の工事費の積算に用いるための労務単価で、今回の発表で4年連続での引上げ（平成24年度比34・7%増）です。

東京都設計労務単価 推移		職種				
年度	電工	塗装工	大工	配管工	内装工	
平成7年度	19,600	21,900	25,100	20,000	20,500	
平成9年度	21,100	21,700	23,500	21,500	21,600	
平成11年度	19,800	19,200	22,100	18,600	20,800	
平成13年度	18,000	18,100	24,200	19,800	19,100	
平成15年度	17,900	17,600	23,000	18,400	18,100	
平成17年度	17,900	16,900	21,600	17,800	17,400	
平成19年度	18,700	17,500	20,600	17,800	17,700	
平成21年度	18,600	17,500	19,500	18,300	17,800	
平成23年度	19,200	17,700	18,600	18,000	17,100	
平成25年度	21,700	22,700	22,800	19,500	21,300	
平成27年度	23,600	25,400	25,400	20,700	24,900	
平成28年度	23,300	26,300	23,900	20,500	25,800	

※葛飾支部において、5月末賃金アンケート回収の多かった5職種を抜き出しています。



大工の推移を例にすると平成7年2万5千円であった労務単価が下落を続け、平成23年には1万8千6百円。平成25年政策的に2万2千8百円に設計労務単価を上げはじめ、今年平成28年度では2万3千9百円に設定されました。

今、国が政策的に設計労務単価を上げてはいるものの、現状では、あくまで積算に用いるための単価であり、現場で働く労働者に行き渡るまでの縛りがあるものではありません。そこで、私たちは、現場で働く労働者まで賃金が行き渡るように、葛飾区に対して「公契約条例制定」を進める運動をしています。これまでに、隣の足立区を始め、全国18自治体で公契約条例が制定されています。

運動を進めるために2014年5月、東京土建葛飾支部・首都圏建設産業ユニオン城北支部・東京建設従業員組合の3組合合同で「全建連連東京都連葛飾区建設協議会」を発足させました。現在までに

支部で行っている『5月末賃金アンケート』では、職種別平均の9割が設計労務単価を下回っているという結果でした。（公共・民間合算平均）※大工15年設計労務単価2万5千4百円 平均11

賃金アンケート結果が示す実態は

今、国、自治体、ゼネコン、そして、私たち現場で働く労働者の労働組合が職人不足は深刻な問題と捉え、その対策を迫られています。それぞれ方向や立場は違えど同じです。その中で、対策の一つとして考えうるのが賃金の引上げです。私たち東京土建が継続して訴えてきた賃金引上げを実現できるのが、今です。私たちの環境を変え、将来の職人不足を解消するためにも、4年連続で引きあがった設計労務単価をもらえる賃金にかえるために、共に運動を進めていきましょう。

区・区議会・建設業団体との懇談、学習会の開催、区役所前宣伝行動、区入札業者への訪問行動を行ってきています。これまでの懇談での葛飾区の対応としては「すでに制定された他自治体を視察し、実効性を見極めたうえで、葛飾区として制定を進めるべきかを検討をしていきたい。」という慎重な対応を崩していません。また、区内事業所訪問では、公契約条例自体知らない事業主も多く、協議会として進める運動に対する理解を求めています。昨年行った葛飾建築協会との懇談では、会長自らが将来的な建設業の人手不足に共通の認識をもち、公契約条例制定に理解を示しています。

万6千971円
集計した賃金が実態である以上、この賃金を公共・民間問わず設計労務単価に近づけていくことが、職人不足の解決、若者の入職につながるひとつのきっかけに。そして公契約条例制定ができることは、公共工事のみならず民間工事に対しても賃金を上げることの一つの信号になりうると思っています。

引き上げるのは今

寅さん 暖かい穏やかな新年を迎えたというのに、世情は日々厳（か）しき落着きがない。国民的アイドルの解散騒動から始まり、不倫騒動を受けて当事者である女性タレントの休業、青少年の憧れであるスポーツ選手の薬物使用事件、さらには国務大臣の秘書がリベートを要求し受けとったとすっぱ抜かれ辞任に追い込まれた▼不倫と云えば「育休」を声高に唱えた国会議員が妻の出産間近に騒ぎを引き起こし「育休」ならぬ「イク休」などと揶揄され議員辞職という椿事（ちんじ）まで起きた。閣僚、国会議員の失言も幕の内弁当の様に多彩だ。「被曝線量に：何の根拠もない」「公共の電波を使って繰り返される場合、それに対して何の対応もしない」と約束するわけにいかない」「睡眠障害を勝ち取りましょう」「アメリカは黒人が大統領になっている。これ、奴隷ですよ」など枚挙にいとまがない。「政治の劣化」だと云われていづいぶん経つが、政治の劣化以上に「国民の」品性の劣化が進んでいるからこそ、そんな発言しかできない人物を選挙で選んでしまうのではないだろうか▼1年前のSTAP細胞問題の渦中にいた研究員の半生や問題への反論本がベストセラーになっている。問題の最中に反論の機会を得られなかった彼女の言い分を知るまたない機会である。常に本質や真実がどこにあるのか？見極める力を養っておきたいものだ。

東京土建葛飾支部第63回定期大会議案(基調報告)抜粋

抜粋昨年の安全保障関連法案撤回のたたいの中で、若い青年たちが自分たちの問題として考え、行動し、全体の運動を牽引しました。建設産業では社保未加入対策が進められ、法定福利費の別枠支給が焦点となりました。また、杭打ちデーター偽装事件では元請責任、重層下請構造が問題の根本にあることが指摘されました。こうした中、葛飾支部は公契約条例制定、組織実増をめざして運動を展開しながら分会再編討議を進めてきました。1年間運動の第一線にたち奮闘された支部・分会・群役員、ご協力いただいた組合員・家族、地域諸団体の皆様に感謝申し上げます。

【2015年度の経過と教訓】

1. 産業対策の取り組み

- ① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。
- ② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。
- ③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。
- ④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。
- ⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。
- ⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。
- ⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。
- ⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。
- ⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

3. 税金対策の取り組み

- ① 消費増税増税中止を求める
消費税10%増税中止を求める、毎月の署名・宣伝行動に取り組み、引き上げさせない世論作りを貢献してきました。今後は1点共闘(増税中止)による幅広い結果が求められています。
- ② 確定申告相談活動の充実
今年度の税金個別相談会は2月15日、3月10日にかけて支部会館で行いました。
- 4. 厚生文化の取り組み
① 火災共済加入促進
秋の火災共済の加入促進は支部目標70件のところ、29件の加入となりました。目標達成分会は青戸・高砂・金町・北水の4分会、これまでも取り組みを総括し、検討する必要に迫られています。
- ② 支部レクの開催
ウォーキング大会の参加者は17人と昨年の200人以上と比較すると減少しましたが、今回初めて参加した方も少なからず見受けられました。新年度の会場設定が重要です。
- ③ 分会レクリエーション
昨年、分会レクリエーションに取り組んだ分会は17分会、参加者合計は組合員・家族全体で611人となり、取り組んだ分会組織人員の約20%となります。
- ④ 共済学習会
共済学習は傷病見舞金の申請手続を中心に分会四役及び群役員学習会で行いました。
- ⑤ 団体生命共済について
全労済の団体生命共済については、この間の改定にもかかわらず赤字が改善されず「さらなる制度改定」が求められたため、昨年組織内で討議・検討がされた結果、自主共済に切り替え、死亡給付を現在の100万円から80万円に減額し、掛金520円を維持すること、制度の安定をはかることとなりました。
- 5. 組織拡大強化の取り組み
① 組織強化の課題
分会再編後の体制や会議の開き方についての討議が先行するいくつかの分会で話し合われました。
- ② 組織拡大の取り組み
2016年1月1日組織人員は4,641人で前年度マインス46人となりました。年間拡大数505人で拡大率10・77%、目標達成分会8分会、実増分会10分会という結果です。実増に至らなかったことを踏まえ、秋の拡大までに実増できる展望を作り上げる必要があります。
- ③ 事業所対策活動
昨年度は事業所対策委員会を発足させ、事業所セミナーを2回取り組みました。第1回は雇用助成金・建退共、第2回は事業所のマインナバー対策をテーマとしました。今後事業所の関心に沿ったテーマによるセミナーの開催が求められます。
- 6. 後継者対策の取り組み
後継者対策部は若い世代の結果に向け、レクリエーションを取り組みながら横の繋がりを作り、組合に顔をだしてもらうきっかけを重点に取り組んでいます。昨年度も9月27日にバスレク(79人)、

1月24日に餅つき(約200人)、年3回の日曜検診では休息スペースを設置して、毎回100人を超えるファミリー層に利用してもらっています。また、昨年創設された若年者講習共済制度(ライカ34・ステップアップ3)について宣伝し、普及を呼びかけてきました。

7. 教育宣伝の取り組み

昨年はホームページを初めてリニューアル、これまで以上に見やすくなり、わかりやすいことを心がけました。4月は分会五役学習会を108人の参加で開き、5月は各ブロックごとに群役員学習会を開き209人が参加し学習させました。さらに内容を充実させて取り組みが必要があります。

8. 財政の取り組み

予算の執行状況は、ほぼ予定通りに進みました。また、滞納についてはハガキ、電話、面談による克服に努めましたが、結果的に改善に至っていません。

9. 青年部・女性の会・建長会の取り組み

① 青年部の活動
5月1日メーデーのデモ製作、8月2日には夏レクを開催。今年に入り新年会を1月17日開き、2月7日に東部ブロックレクを行いました。また1年を通して青年部員拡大に取り組んできました。

② 女性の会の活動
昨年は女性の会に名称を変更し、5月24日「春の日帰りバス旅行」(57人)、8月1日「2日」日本母親大会」3人、9月26日「女性のつどい」70人、10月は「ヘルシークッキング」、11月23日、24日は秋の親睦旅行(35人)、今年1月24日の本部主催の会50周年記念行事には葛飾支部より60人の会員が参加しました。その他多くの組合活動に参加・協力してきました。

③ 建長会の活動
建長会は7月4日に憲法・平和学習会(70人)、10月8日はバスレク(35人)、10月17日は葛飾高齢者集会(10人)、11月7日は健康教室(56人)、1月23日に新年会(古代の湯44人)と旺盛に取り組んできました。

3. 建設国保を育成強化する

国保の都道府県化、公営国保の「解体」に抗し、建設国保を守るたたい、運動を重点に取り組みます。また、社会保険制度の充実を求めて社保協との連携を強めます。

4. 災害協定を実施

昨年の「災害協定」の締結を受け、チムNAMAZUの活動を強化し、災害時の備えを進めます。講習会等を開き訓練を重ねるとともに地域ごとの体制づくりに取り組みます。

① チムNAMAZUの体制及び日常訓練の実施
協定締結を受け、体制を確立し、訓練に取り組みます。引き続き会員5%目標に向けて拡大に取り組まます。

② 自治体交渉の実施
公契約条例を重点に入札制度の改善、公共工事設計労務単価の引き上げに伴う現場労働者の賃金引上げ、小規模事業者への随契約書発行注金額の引き上げなど重要要求をまとめ自治体交渉に臨みます。年間を通して区に足を運ぶ回数を増やし、要請・交渉・懇談と様々な形・名目で会う機会を増やし、要求実現に応じて議論を。また、必要に応じて議会傍聴にも取り組みます。

③ 住宅相談活動の発展
区民の住宅建築、改修、改善の要求に応えるための、支部住宅相談センターの再構築に向けて方針を具体化します。

④ 第39回住宅デ－の開催
開催日は5月29日(日) または6月5日(日)と、月間と住宅デ－成功を両立させる立場で準備を進めます。来場者をいかに増やすか、企画と宣伝を重視します。

⑤ リカコの取り組み
リフォーム工事を手がける仲間によりカコの存在を知らせ、加入促進に取り組みます。

① 消費増税増税中止を求める
確定申告相談については基本的に書記全員が相談に対応できるように研修を重ね、経験を積みようにします。

② 確定申告相談活動の充実
確定申告相談については基本的に書記全員が相談に対応できるように研修を重ね、経験を積みようにします。

③ 経営センターの活用
経営センターは法人記帳(現在7法人が利用)をはじめ、法人設立・登記、経営事項審査など様々な事業所向けの業務を行っていることを組合員にお知らせします。

4. 厚生文化活動
① 首都圏アスベスト訴訟
200万署名は、建設アスベスト被害者救済の補償基金制度を検討すること」を国会決議させるという目標を持つ取り組みです。

② じん肺・アスベスト労災認定
じん肺・アスベスト労災認定と労災・雇用保険加入促進を引き続き、アスベスト健診を推進し、その中で該当した場合、じん肺、アスベスト労災認定の取り組みを強めます。労災加入目的で組合加入し、加入月以降納付せず滞納脱退になるケースが6件ありました。防止するために2016年度は加入申込書に一文を加え、組合を脱退した場合を一人親方労災も脱退になることを周知します。

③ 安全大会及びパトロール
新年度は安全大会の他、昨年度できなかった安全パトロールを計画していきます。

④ 技術対策
新年度より支部技術対策部長を置くこととします。ただし、分会段階では仕事対策部長が兼任します。

① 人材育成事業の発展
体験学習など事業内容を充実させ引き続き取り組んでいます。

② 支部主催の講習会を重視
「足場特別講習」のほか、「丸のこ講習」など支部段階で実施できる講習会を開き、多くの仲間の受講を呼びかけます。

2. 社会保障対策
① 建設国保予算要求運動
現行の定率補助32%と特別調整補助金の現行水準確保に向けた予算要求集、国会及び都議会議員要請、ハガキ要請を成功させます。さらに適用除外措置改善を求めます。

② 2016土建国保保険料
土建国保料は医療費の伸び、後期高齢者支援金と前期高齢者納付金の伸びなどにより、若干の保険料引き上げとなりました。ご理解願います。

③ 保険対策推進活動
新年度の健診率の目標は65%となります。健診率が毎年このように落ち、日曜健診、分会主催の健診を推進します。また未受診者への働きかけを強めます。

④ 就業実態調査の取り組み
今年度は就業実態区分が外注及び日当の方約15000人の就業実態調査が行われました。社保未加入対策とも結びつけ、取り組みを完了させます。

⑤ 社保充実へ地域共闘強化
組合員が主人公、仲間の顔が見える機関紙を引き続きめざします。分会新聞を全分会が発行できるように編集体制を確立します。支部制度学習として①分会四役及び専門部長学習会、②群三役学習会を開催します。

8. 財政活動
新年度は予算人員を4、550人として、経費の節減、納入率の向上をはかります。また、群会議での組合費納入を徹底します。滞納脱退については原則通り(2ヶ月滞納を除く)とし改善を進めます。

9. 青年部・女性の会・建長会
分会に顔をだしてくれた青年組員(30歳未満)には青年部が取り組む行事への参加等、声かけをお願いします。女性の会は全分会からの幹事選出に努力します。建長会は、会員交流、健康教室、平和学習会、地域工作教室などに参加するとともに後継者育成に力を発揮します。

10. 地域共闘・その他
① 平和民主主義を守る運動
平和でこそ成り立つ建設産業を掲げ、安保法制廃止をめざします。また、辺野古基地建設阻止、原発再稼働反対のたたかひを進めます。原水爆禁止世界大会・広島へ代表を派遣します。

② 復興支援活動
建設労働組合として今、何か求められているのか復興支援の内容について検討し、現地の支援団体等の協力も得て継続的に取り組んでいくこととします。

③ 支部会館修繕の今後
新年度適切な時期に内装工事を行います。

④ 第65回定期大会日程等
第65回定期大会は2017年4月9日(日)。代議員定数は40人に1人プラス基礎代議員1人。

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1箇所は住宅デ－として開きました。今回は消防団及び消防署の協力を得て、AED講習なども行い、来場者の防災・減災への関心を呼びました。

⑨ 労働対策活動
① 首都圏アスベスト訴訟
関西訴訟判決は3度目の責任を断罪、1月29日の京都地裁判決は国の責任に加え、建材企業の責任を初めに認めました。また1人親方について「労働安全衛生法の保護対象に含まれない」として救済を否定しましたが、立法府の責

① 賃金対策活動
昨年は公契約運動を重点課題として、4月17日には全建連葛飾協議会として副区長と懇談、8月12日は葛飾支部独自の対区交渉、今年1月21日には東京春闘開闢による自治体キャラバンに取り組みできました。葛飾区とこの間、足立区を訪問し実態を調査、年度内にあつくつかの自治体を訪問し調査の上、検討していくというこは、歩前進です。

② 賃金引上げ運動、企業交渉
春の賃金宣伝行動、全国一律最低賃金制と時給千円以上をめざす署名は2425筆を集約。大手企業交渉では建設国保を社会保険と同等にみなおすという国交省の指針への誤解・無理解が残っていることが明らかとなりました。今後、情報を的確に掴み、要求を積み上げ、問題解決を迫る力を発揮することが求められています。

③ PALの会の活動
PALの会はレクに取り組みながら、大手企業交渉への参加、会員拡大に取り組み、会員数111人になりました。

④ 22 仕事対策活動
葛飾区と災害協定を締結
昨年12月28日に葛飾区／青木区長と東京土建葛飾支部／後援委員長との間で「災害時における応急対応業務にかんする協定書」を締結しました。

⑤ 2自治体交渉の実施
8月12日に行われた自治体交渉は公契約条例の他、住宅リフォーム助成制度の創設、事業主・労働者の法定福利費分の確保等々を要望しました。

⑥ 支部住宅センターの確立
RECOAC（一般社団法人リフォームパートナー協議会）が7番目の認定団体となったことも受け、昨年の大会で掲げた支部住宅センターの再構築に向けて具体化を進める必要があります。

⑦ 第38回住宅デ－の開催
住宅デ－は5月31日、6月7日、14日の3日間を統一行開催。来場者2,710人、組合員・家族の参加585人、住宅相談48件でした。例年比べ準備が遅れたため十分宣伝する時間なかったこととは大きな反省点となりました。

⑧ 秋のイベントの開催
11月15日に区内2箇所住宅まつり、もう1



青戸分会総会



堀切分会総会

分会だより

分会総会報告

青戸

群会議参加向上
めざして

2月6日(土)夜7時より、うなぎ「いずみ」に於いて2016年青戸分会総会を開催。参加者27名。今月の群会議より参加者増加策として、「スタンブールポイント」を実施することを決めました。また、新年度よりバスレク実施のため、参加者全員から自己紹介を兼ねて旅行先の希望を取った。

2月11日夜7時より堀切地区センター2階会議室にて、18名が出席しました。(内来賓2名：滝沢書記長、小野担当書記) 司会の平賀より資格審査として分会人員252名、出席16名、委任状160通となり総会が成立したことが報告されました。

山岡分会書記長の挨拶、小熊分会会長、細貝常任執行委員の挨拶の後、議長を予めお願いしていた田高さんでの選出を確認して、式次第に沿って

堀切

団体生命の制度変更
について討議する

いる千葉さんを分会として推薦することを確認。分会5役については、今後の分執等で引き続き討議していくことになり。その後、第2部として新年会を開催しました。

議事が進行されました。今年度の総会では、会計年度をこれまでの3月～翌年2月から1月～12月までへと変更することが斉藤財政部長より提案され反対意見も無いところで承認を受けました。

活動報告、新年度の取り組みでは、全体の流れの中で団体生命共済の制度変更という個人の利害に直接関わる内容に対しての手続きの在り方について複数の意見がありました。

活動報告、新年度の取り組み、会計報告、新年度予算案を一括して賛否を計り賛成多数で承認されました。新年度の分会四役は分会長：小熊正一(大工)、副分会長：福岡達(塗装)、書記長：山岡進(表具)、財政部長：斉藤澄子(大工事務)

北水元



北水元分会総会

2月21日夜6時より、会場「出羽」にて行われました。出席者人数22人(内書記1人)

今村分会書記長が司会を行い、鈴木分会会長、加藤書記があいさつ、議長に根根貴金対策部長を選出して、式次第に沿って議事が進行されました。

昨年1年間の活動報告を行い、財政担当の小沼さんより決算報告、新年度活動報告の後に予算案報告また北澤会計監査からも報告があり、すべての報告・提案に対し承認が得られました。新年度の分会四役と専門部長については3月に発表することになっています。

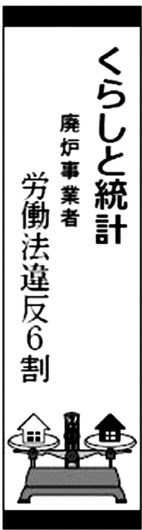
廃止しよう戦争法
集めよう2千万署名
葛飾区内目標 4万筆
集約数 1万筆
(2月時点)

2月 活動月誌

- 2/6 葛飾母親大会・青戸地区センター
- 2/7 カレッジ20周年記念祝賀会・ホテルメトロポリタン・1人
- 2/10 「建設技能者がいなくなる！賃金確保・社保加入で後継者を育てよう」2・10集会・日比谷野外大音楽堂・83人
- 2/12 東京春闘共闘「最賃学習交流集会」・けんせつプラザ東京・2人、安保法制廃止をめざす行動・青砥駅・2人
- 2/14 「足場特別教育」既従事者3Hコース・葛飾支部会館・26人
- 2/17 国会要請行動・衆議院第2議員会館前・2人、東京地評主催「都議会開会日行動」・東京都庁第1庁舎前広場・3人
- 2/18 「木造耐震改修Q&A」講習会・シンフォニーレインボー
- 2/19 マイナンバー制度反対連絡会院内集会・衆議院多目的ホール・2人、戦争させない9条壊すな総がかり行動・参議院議員会館前・2人、公契約制定例宣伝行動・2人、事業所訪問行動・4人
- 2/20 荒川区9条の会 5周年記念のつどい・ムーブ町屋3階ホール・2人
- 2/21 第11回PAL総会10周年記念祝賀会・けんせつプラザ東京・5人
- 2/22 2000万署名推進学習交流会・勤労福祉会館集会室・5人
- 2/24 アスベスト訴訟支援駅頭宣伝・青砥駅頭・10人
- 2/24 消費税増税反対宣伝行動・10人
- 2/26 安保法制廃止をめざす行動・新小岩駅南口・3人
- 2/28 青年部第59回定期大会及び仲間のつどい・渋谷フォーラム8

労災事故の状況
*1月の労災事故3件(休業4日以上3件)…内訳：転落・墜落1件、転倒1件、動作の反動1件
*前年度5件 2015年度累計44件(休業4日以上30件) / 前年度45件(休業4日以上35件)

署名の取り組み
①葛飾区教育資料館の存続させ、生かす運動の署名842筆
②「社会保障は国の責任です」国会請願署名4167筆
③実現しよう！全国一律最低賃金制度署名668筆



福島労働局が2011年の東電福島第一原発事故以降の廃炉作業について、監督指導した結果を発表しました。

どの未払いや元請の安全管理責任にかかわるものが目立ちます。

昨年夏は、死亡事故が3件も連続発生したことを受け、同局は東京電力へ防災防止対策の徹底を要請しました。しかし、原発労働者の支援団体などは「根本的な安全衛生管理体制の見直しが必要」として、労働基準監督官による常駐面パトロールなどを求めています。

違反件数の内訳は「労働基準法違反」関係が62%、「安全衛生」にかかわるものが38%となっています。残業代など

